

令和5年度第1回鎌ヶ谷市国民健康保険事業の運営に関する協議会  
(書面開催) 会議録

開催日時 令和5年11月16日(木)～11月30日(木)

開催場所 書面開催

委員数 12名

徳田会長、川村委員、鈴木委員、今村委員、赤岩委員、野村委員、  
宇野委員、石川委員、山田委員、齋藤委員、石井委員、尾畑委員

意見書提出数 11名

協議事項

議題1 令和4年度国民健康保険特別会計の決算について

承認11 不承認0

議題2 鎌ヶ谷市国民健康保険条例の一部改正について

承認11 不承認0

議題3 データヘルス計画第3期素案について

承認11 不承認0

結果

全ての議題について、全会一致で承認されました。また、諮問に係る答申につきましては会長に一任され、別紙のとおり鎌ヶ谷市長に答申を行いました。

(ご意見)

- 1 議題1について、歳入欄その他繰越金予算額1千円に対し、決算額256,549千円と多くなっているのは何か。
- 2 議題1について、歳出欄基金積立金の予算額1千円に対し、決算額257,733千円と多くなっているのは何か。
- 3 議題2について、育児休暇取得者の取扱いはどうか。

(回答)

- 1 その他繰越金については令和3年度決算の確定に伴い修正したものであり、当初予算では金額が未確定であったことから予算額を1千円として計上し、決算の確定に伴い256,549千円と修正し計上を行ったためでございます。

- 2 上記同様、令和3年度決算の確定に伴いその他繰越金256,549千円及び特定健康診査等負担金の精算に伴う追加交付額1,183千円の合計額である257,733千円を財政調整基金積立金として修正し計上を行ったためでございます。
  
- 3 社会保険については、育児休暇を開始した日が含まれる月から、終了した日の翌日が含まれる月の前月までの期間、社会保険料が被保険者本人負担分及び事業主負担分ともに免除される制度がございますが、国民健康保険については、産後の軽減期間は2か月間となるため、育児休暇取得者であっても産後3か月以降の保険料については軽減の対象とはなりません。

会議録署名人署名

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため、次に署名する。

令和5年11月30日

鎌ヶ谷市国民健康保険事業の運営に関する協議会 会長 徳田 訓康